

阿賀野市条例第 30 号

阿賀野市露店市場条例の一部を改正する条例

阿賀野市露店市場条例（平成 16 年阿賀野市条例第 164 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条に次の 1 項を加える。

- 3 市長が必要と認めるときは、前 2 項の基準によらないことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。